

産業廃棄物処理業等の許可取消し及び停止命令に係る処分基準

1 趣旨（本市のスタンス）

【第3次計画】

- 不適正処理を行う事業者に対しては厳しいペナルティを課すとともに、優良で信頼性の高い事業者に対してはその育成を推進する
- 行政処分基準を明らかにし、不適正処理が行われた場合は、厳正かつ迅速に対応する

⇒ 処分基準の策定・公表 積極的な行政処分の実施 処分内容の公表

2 処分基準の概要（案）

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対する許可取消し及び業務停止命令・使用停止命令に係る基準（欠格要件該当による取消しは対象外）

（1）平成23年3月15日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（別紙参照）に基づき行政処分を行うことを基本とする。

（概要）

- 法定受託事務の処理に当たりよるべき基準として制定
- 処分内容
 - ・無許可営業，不法投棄，不法焼却など → 許可取消し
 - ・管理票交付義務違反，届出義務違反など → 停止30日 など
- 本基準に基づき厳正かつ迅速な行政処分を行うこと（全国統一的な対応）
- 事案に応じ，本基準以上に厳格な処分を行うことは，本基準の趣旨に反するものではない

（2）行政指導で法の目的を達成できない場合には行政処分を行うことを明記する。

- これまで行政指導にとどめていたものについても，事例によっては何らかの処分をすることとして，違反行為の抑止を図る。

3 公表

（1）処分基準の公表

違反行為の抑止，行政手続の透明性を確保

（2）処分内容の公表

市HPの掲載に加え，報道機関へ情報提供